

入院医療費の未収で お困りではないですか？

入院時の連帯保証人への
手続きが複雑になりました

民法改正の内容

1. 極度額を事前に合意すること
2. その合意を書面または電磁的記録で行うこと。
3. これらを1つでも守らないと根保証契約自体無効になる。
4. 連帯保証人への情報提供義務。



民法改正概要

2020年4月より、個人が保証人となる根保証契約について、保証人が支払いの責任を負う金額の上限（極度額）を定めなければ保証契約が無効となる。また、極度額は書面等で合意して定める必要があり、金額を明確に定めなければ、保証契約自体が無効となる。



今後医療機関で起こりうる問題点

1. 入院における極度額等の説明時間・手間の増加。
2. 連帯保証人を立てない（または立てられない・サインしない）患者の増加。
3. 連帯保証人への入院患者の債務履行状況についての情報提供義務。

今までより説明の手間も増え、患者様の了承や連帯保証人を得ることが難しくなり、医療費の未収リスクも増加することが予想されます。また情報提供義務に関しても、どこまで開示してよいのかの判断も難しくなります。

未収金のリスクを減らし、入院患者様もスムーズに手続きできる仕組みはないだろうか？



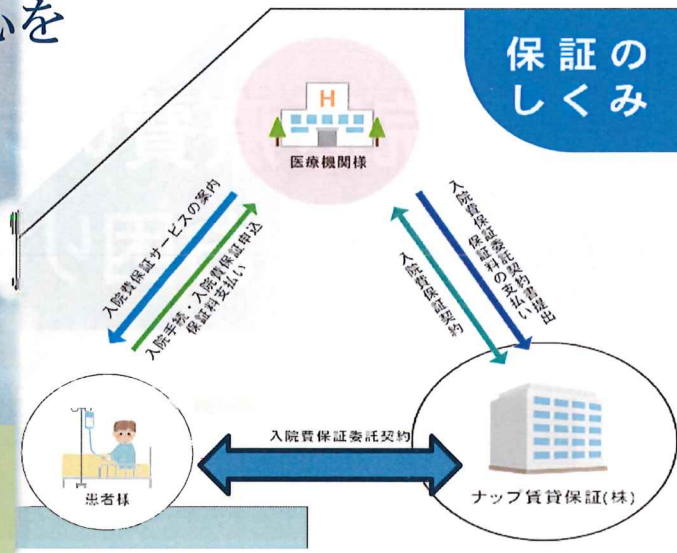
保証人いなくても大丈夫な方法は・・・

上記問題を解決するサービスは、裏面をご覧ください



入院医療費保証サービスで保証人不要 患者様・医療機関様双方に安心を

保証のしくみ



入院費未収金目標0円に向け
スタート

| 保証料 | |
|--|---|
| 病院ごとの保証料 / 1入院 (患者様ご負担) 4,000円～10,000円 | |
| 保証限度額 | 300,000円～2,000,000円 |
| 保証範囲 | ①入院費用における診療報酬の患者様負担額 ②入院費用実費負担額 ③レンタル費用(※貴院より患者様へ直接請求するものに限る) ④差額ベッド費用 |
| 保証期間 | 入院日から退院日まで ※入院月の翌月を起算月として3ヶ月間 3ヶ月を超える場合は再度加入が必要 |

保証料の負担元は？

私たちがよく頂くご質問で、患者様に保証料の負担をお願いするのは気が進まないのですが…というものがあります。入院医療費について、保証料は患者が負担すべきか、病院が負担すべきかについて、法律の規定はございません。ですが一般的な取引(不動産・金融・売買・賃借など)においては、債務者が保証機関に保証料を支払うことが通常取引となっております。弊社といたしましては、通常取引と同様、患者様に保証料をご負担いただくことに何ら問題はないと考えております。

ご契約・運用までの流れ 安心してお任せ下さい

医療機関様のペース・ご要望に沿いながら、丁寧にヒアリングし運用までサポートいたします。最初のヒアリングから運用開始まで、おおよそ3カ月から6カ月が目安となります。

「お問合せ先」

メール **株式会社ブレイン・サプライ**
株式会社BSジャパンブランド

〒101-8530 東京都千代田区西神田1丁目4-5 東光電気工事ビル5階
TEL:03-6273-7437 FAX:03-6273-7438

ホームページ <https://www.brain-supply.co.jp/>

お問合せメールアドレス info@brain-supply.co.jp

2022年2月から
YouTube動画配信開始!

*「YouTube」「BSジャパンブランド」「入院費保証サービス」と入力して検索してください!

【導入実績】 東京大学医学部付属病院・国立病院機構福岡東医療センター・東邦大学医療センター大森病院・医療法人社団同愛会病院・葛西昌医会病院・新八街総合病院 他

